

令和6年度 第1回議会改革推進会議次第

日時：令和6年5月28日（火）13:30～
場所：議事堂第3委員会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 令和5年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について
- (2) 令和6年度議会改革に関する行動計画について

3 報告事項

- (1) 広報編集委員会の取組について
- (2) IT活用検討委員会の取組について

4 その他

5 閉 会

<資料>

- ・資料1 令和5年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について
- ・資料2 令和6年能登半島地震への対応に係るアンケート結果について
- ・資料3 令和6年度議会改革に関する行動計画（案）

<参考資料>

- ・議会改革推進会議設置要綱
- ・議会改革推進会議委員名簿

令和5年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について（案）

令和6年3月31日現在

行動計画の項目	令和5年度の実施結果・検討結果
<p>1 議会基本条例に基づく議会運営</p>	<p>○令和5年6月28日（第1回議会改革推進会議）に、議会改革に関する行動計画を策定した。</p>
<p>2 住民との情報共有の推進</p> <p>議会広報紙を年1回発行し、多くの県民の目に触れるよう公民館や図書館等の主要施設に配架するほか、議会ホームページに掲載する。</p> <p>また、SNS等を活用したプッシュ型の広告により、議会ホームページや議会広報紙のPRを行うほか、WEBでアンケート調査を行い、効果的な情報発信について検討する。</p>	<p>○令和5年7月に「TOYAMAジャーナル(Vol.3)」を発行し、公民館等に配架するとともに、県議会HPにデジタルブックを掲載した。</p> <p>配布先…公民館・コミュニティセンター、図書館等 配布部数…約18,000部</p> <p>○県議会HP及び広報紙をPRするため、インターネットによる広告配信を実施するとともに、WEBアンケート調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告配信（R5.7.4～8.3） 配信媒体 TikTok、YouTube、Googleディスプレイ広告 配信実績…表示回数 約190万回（クリック数93,924回、クリック率4.96%） ・アンケート調査（R5.7.4～10.31） 回答件数…195件 <p>○「TOYAMAジャーナル」のデジタルブックへアクセス可能な二次元コードを印刷したステッカーを制作し、全議員へ配付した。</p> <p><参考></p> <p>「TOYAMAジャーナル」が、日本地域情報コンテンツ大賞2023地方創生部門において優秀賞を受賞</p> <p>○正副議長の主な活動をHPに掲載した。</p>

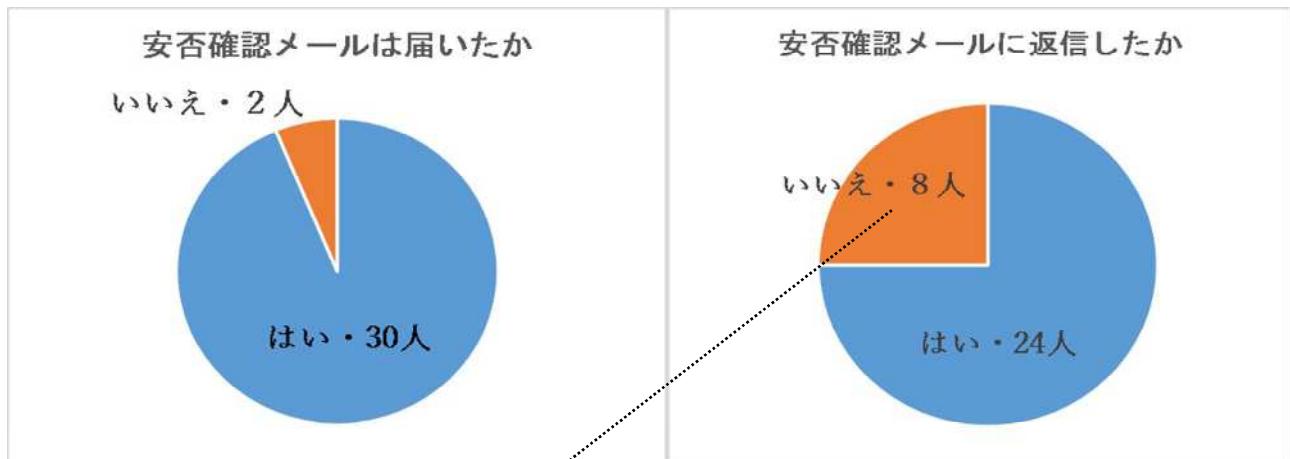
行動計画の項目	令和5年度の実施結果・検討結果
<p>3 主権者教育の推進と住民参加の取組</p> <p>生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生に議会広報紙を配布するとともに、議員による高校への出前講座や議員と高校生との座談会等を実施する。</p> <p>このほか、委員会の県内視察等に併せて議員と関係者との意見交換等を実施する。</p>	<p>○主権者教育として議会広報紙「TOYAMAジャーナル(Vol.3)」を県内高校生に配布した。(配布部数…約32,000部)</p> <p>○高等学校等で議員による「出前講座」を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人荒井学園新川高等学校 (R5.12.7、2学年4クラス96名、議員13名参加) ・県立南砺福野高等学校 (R5.12.18、2学年5クラス184名、議員17名参加) ・学校法人高岡第一学園高岡法科大学 (R5.12.21、政治学履修学生20名、議員3名参加) ・学校法人富山国際学園富山国際大付属高等学校 (R6.2.13、3学年8クラス268名、議員14名参加) <p>○高校生との意見交換会を実施した。(高校生とやま県議会) (R5.8.17、県内高校生徒会代表40名、議員15名参加)</p> <p>○「富山県青年議会」合同学習会へアドバイザーとして参加した。(R5.8.20、青年議員40名、議員5名参加)</p> <p>○委員会による意見交換会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生産業委員会、富山大学芸術文化学部生との意見交換会 (R5.12.21、学生12名、委員4名参加)
<p>4 新たな機能強化の取組</p> <p>(1) 議会におけるITの活用等</p> <p>議会資料等のペーパーレス化を推進し、タブレット端末等を活用した議会運営を実施する。</p> <p>また、災害時のオンライン会議等、議会活動の継続性を確保するとともに、議会運営の高度化・効率化が図れるよう、引き続きITの活用を検討する。</p>	<p>○IT活用検討委員会で議会におけるIT活用について協議を行った。</p> <p>○令和6年2月定例会から本会議等でペーパーレス会議システムを導入した。</p> <p>○DX研修会を開催した。(R6.3.18)</p> <p>○オンライン委員会の実装化に向け議会運営委員会をオンラインで開催した。 (R5.12.6、委員1名、議員1名がオンライン出席)</p>
<p>(2) 危機管理対応</p> <p>「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、避難訓練等を継続的に実施し、課題等について検討する。</p>	<p>○「富山県議会議員緊急連絡網(メーリングリスト)」の送受信テストを実施した。(R5.8.31)</p> <p>○「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、議場・傍聴席からの避難訓練を実施した。(R5.9.8)</p> <p>○能登半島地震対応として、ヘルメット及び安全長靴を全議員に配備するとともに、アンケート調査を実施した。</p>

行動計画の項目	令和5年度の実施結果・検討結果
<p>(3) ハラスメントの防止</p> <p>議会におけるハラスメントの防止のため、研修の実施や相談体制の周知に努める。</p>	<p>○ハラスメント防止研修を実施した。(R5.9.8)</p>
<p>5 その他</p> <p>(1) 個人情報の取扱い</p> <p>議会における個人情報保護条例制定を踏まえ、議会で取得又は保有する個人情報の取扱いについて検討する。</p>	<p>○政務活動費収支報告書等閲覧の際、住所・氏名の記載を求めないこととし、要綱を改正した。(R6.4.1 施行)</p> <p>○請願・陳情の提出者情報(住所・氏名)を原則非公開とし、会議資料の表記を見直した。(令和6年2月定例会以降)</p>
<p>(2) 議員の請負状況の公表</p> <p>議員の請負に係る規制が緩和されたことに伴い、議会運営の公平性が損なわれることのないよう、議員個人の県に対する請負状況を公表する。</p>	<p>○議員の請負の状況の公表に関する規程を制定した。(R5.10.1 施行)</p>
<p>(3) 手続きのオンライン化</p> <p>会議規則等を改正し、議会に係る手続きのオンライン化等に対応する。</p>	<p>○手続きのオンライン化に対応するため、会議規則及び委員会条例を改正した。(R6.4.1 施行)</p> <p>○オンライン手続による請願・陳情に係る取扱要領を整備し、富山県電子申請サービスへ登録した。(令和6年4月から請願・陳情のオンライン提出受付開始)</p>

令和6年能登半島地震への対応に係るアンケート結果について

(回答率 80%)

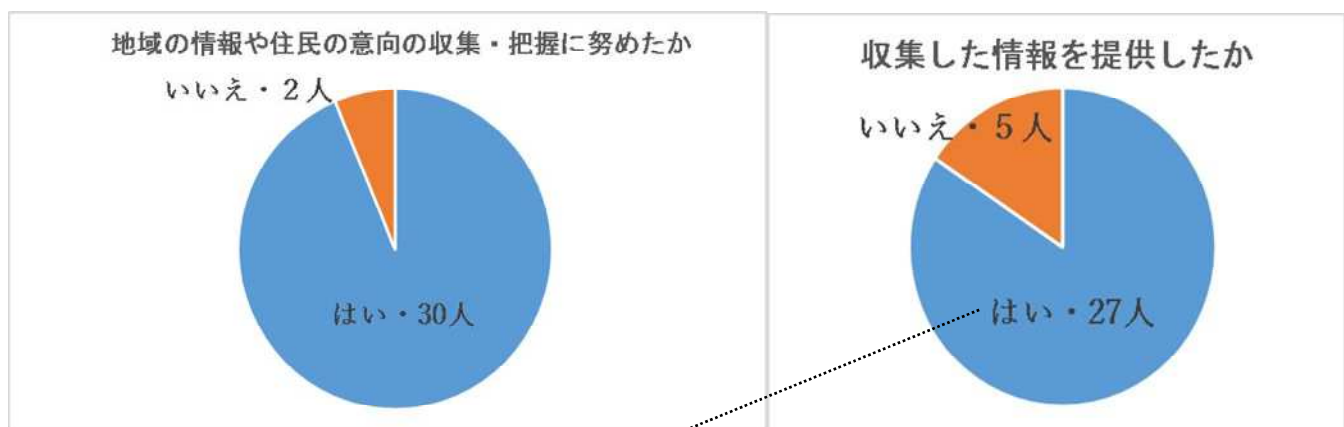
1 安否情報等の連絡について



【返信できなかった理由】

- ・ 情報収集、被災者支援などの議員活動、地域活動に追われていた（5人）
- ・ 自身が避難していた（1人）など

2 地域での情報収集・提供について



【情報提供などの方法】

- ・ 自らのSNSで情報発信（8人）
- ・ 災害対策本部等に情報提供（5人）
- ・ 各党派代表者会議（1/4）で報告（4人）
- ・ その他（10人）→市町村の対策本部への情報提供 など

3 各会派代表者会議の内容や開催頻度について

- ・適切だった
- ・応急時以降も、復旧のステージに併せて開催すべきだった
- ・執行部への情報提供やそのフィードバックを確認・共有する機会があれば良かった
- ・災害直後に Zoom 会議を実施したらよい

4 配備したらよいと思われる装備・備蓄等について

- ・(個人負担で良いので) 統一デザインの防災服やブーツ
※現在の防災服で被災地を回った際に業者と間違われた
- ・水、食料
- ・バッテリー (発電機)
- ・常用無線、防災グッズ (携帯・簡易トイレ等)、救護セット
- ・防寒具 (雨具)、ヘッドライト

5 その他の意見

- ・パソコン、スマートフォン両方に安否確認があると良い (連絡網の複線化)
- ・緊急時連絡用アプリなどの活用の検討 (FAX 返信に関しても見直すべきでは)
- ・初期対応マニュアルの改善と共有
- ・災害担当の設置 (各議員が収集した情報を管理・共有) 又は掲示板などの活用
※情報提供用の様式があると良い (タブレットの活用も検討)
- ・代表者会議結果を速やかな共有 (LINE 等を活用するのもよい) や会議名称の変更
※共有の際はパスワードがなしで閲覧できることが望ましい

令和 6 年度 富山県議会 議会改革の取組
【議会改革に関する行動計画】(案)

令和 6 年 5 月 28 日

○趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

条例に規定する議会の運営原則に基づく議会運営を行うとともに、議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定する。

併せて、これまでの議会改革の実績を振り返る。

2 住民との情報共有の推進

(1) 議会広報の充実

TOYAMA ジャーナルを年 1 回発行し、多くの県民の目に触れるよう公民館や図書館等の主要施設に配架するほか、議会ホームページに掲載する。

また、SNS 等を活用したプッシュ型の広告により、議会ホームページや TOYAMA ジャーナルの PR を行うほか、WEB でアンケート調査を行い、効果的な情報発信について検討する。

このほか、TOYAMA ジャーナルの取組を検証するとともに、県の広報媒体との連携強化を検討する。

(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

より県民に分かりやすい情報発信に向けた議会ホームページの点検や本会議等の録画配信期間の延長を検討する。

3 主権者教育の推進と住民参加の取組

生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、全国議長会において作成予定の主権者教育用リーフレットを活用するほか、県内高校生に議会広報紙を配布するとともに、県選挙管理委員会が実施している出前授業との連携を検討し、議員による高校等への出前講座や議員との座談会や交流イベント等を実施する。

このほか、委員会の県内視察等に併せて議員と関係者との意見交換等を実施する。

4 危機管理対応

能登半島地震への対応を踏まえ、議会における災害対応の問題等を検証し、「富山県議会危機管理対応マニュアル」の見直しや備蓄等の充実を検討する。

富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）の送受信テスト及び避難訓練を継続的に実施する。

5 新たな機能強化の取組

(1) 議会における IT の活用等

議会資料等のペーパーレス化を推進し、タブレット端末等を活用した議会運営を実施する。

オンライン委員会の実装化に向けた課題を整理するとともに、議員活動や議会運営の高度化・効率化が図れるよう、既存のシステムの課題検証や新たなツールの導入可能性を含めて、引き続き IT の有効活用について検討する。

(2) ハラスメントの防止

議会におけるハラスメントの防止のため、研修を継続的に実施するとともに、相談体制の周知に努める。

6 その他

標準議会傍聴規則の改正内容を踏まえ、県議会傍聴規則の改正案を検討する。

議会改革推進会議設置要綱

平成30年4月24日
改正 令和元年5月17日
改正 令和2年12月17日
改正 令和3年3月8日
改正 令和5年5月2日

(設置目的)

第1条 議会改革及び議会の活性化を推進するため、富山県議会に、富山県議会基本条例(平成30年富山県条例第51号)第14条に規定する議会改革推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 会議は、副議長のほか、次の基準により会派から選出された議員(以下「委員」という。)をもって構成する。ただし、会派間の協議によりその構成員を増減できるものとする。

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 所属議員8人以上の会派 | 所属議員4人につき1人以内 |
| (2) 所属議員4人以上8人未満の会派 | 2人以内 |
| (3) 所属議員4人未満の会派 | 1人以内 |

2 委員の任期は、議員の任期とする。

3 会議に委員長を置き、委員長は副議長をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員が、委員長の職務を行う。

(届出)

第3条 各会派が委員を所属議員から選出し、又は変更したときは、議長に届け出なければならない。

(招集)

第4条 会議は、委員長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議の議事は、原則として公開とし、会議録を作成する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議で決定する。

(その他)

第8条 議会運営等に関する検討小委員会は休止し、議会活性化の推進に関する検討は引き続き、会議で行う。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月2日から施行する。

議会改革推進会議委員名簿

(会派別、期別順)

委員長 井 上 学

委 員 武 田 慎 一

〃 永 森 直 人

〃 川 島 国

〃 藤 井 大 輔

〃 瀬 川 侑 希

〃 澤 崎 豊

〃 庄 司 昌 弘

〃 井加田 ま り

〃 火 爪 弘 子

〃 佐 藤 則 寿

(委員長含め 11 名)